

新たな地域組織の構築と 地域づくり自由枠交付金制度

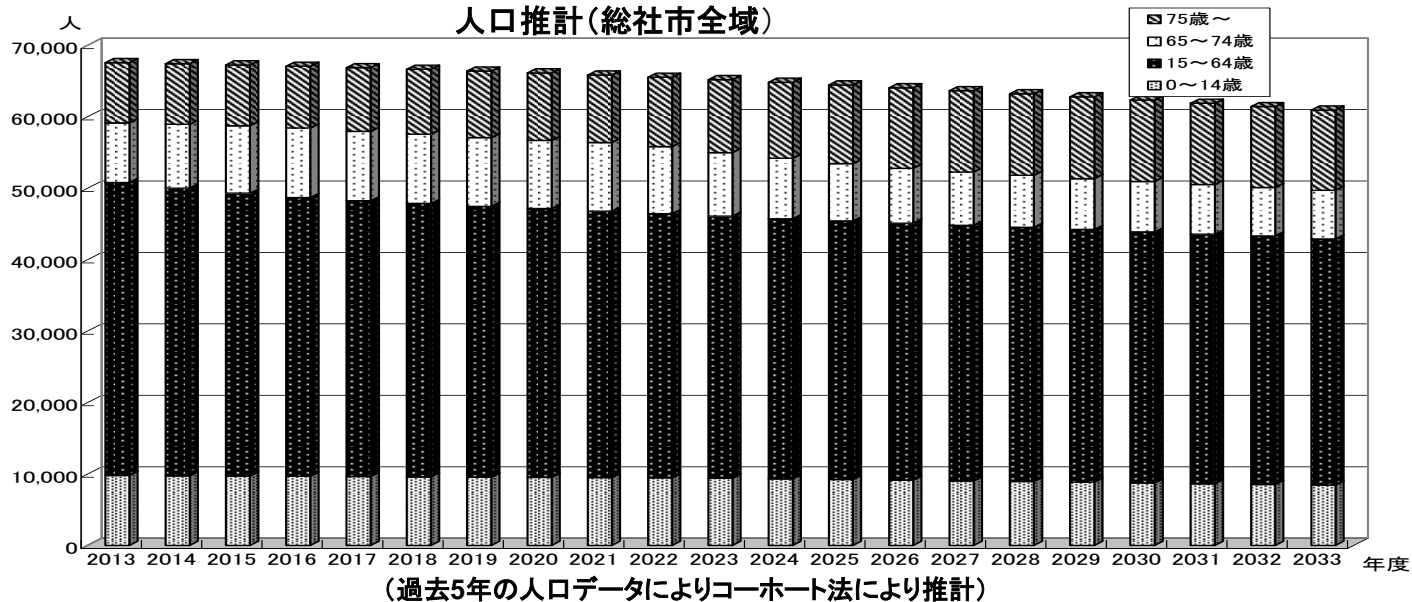
～みんなで創るまちづくり～



総社市 市民生活部

人権・まちづくり課

総社市の将来人口推計



2013年 ⇒ 20年後は？

① 高齢化率 24.8% → **29.6%** (10人に3人が65歳以上に)

⇒ **社会保障費の増加**

② 生産年齢人口(15歳～64歳) 約41,000人 → 約34,400人

⇒ **税収の減少**

③ 高齢者を支える人数(生産年齢人口／高齢者) 2.4人 → **1.9人**

⇒ **負担増**

④ 子どもの数(15歳未満) 約9,800人 → 約8,400人

⇒ **子ども減少**



新しい地域組織の必要性

地域課題の現状

- ・人口減少，少子高齢化の進展
- ・若者の参加が少ない，地域活動に積極的に関わる人の減少や高齢化，後継者不足
- ・地域の連帯意識の希薄化など

このままだと・・・



- ・地域活動の実施が困難となり，地域活力の低下
- ・防犯対策，地域清掃など，地域で管理しているものの維持さえ困難
- ・地域に住みにくくなり，さらに人口減につながる可能性

今後の地域づくり



これからは，行政による画一的なものではなく，
「地域の個性を活かした住民同士の支えあい」
による地域づくりが必要



新しい地域組織の構築

地域づくりの方向性

① 話し合える場づくり

- ⇒ ・地域課題が発見できる。
- ・地域づくりの方向性が見えてくる。
- ・地域各種団体の連携が生まれる。

② 多くの地域住民が関われる仕組みづくり

- ⇒ ・いろいろな悩みごとやアイデアが発見できる。
- ・みんなの積極的な参加や協力が期待できる。

③ 地域のネットワークづくり

- ⇒ ・地域で助け合うネットワークが生まれる。
- ・安心して暮らし続けることができる。
- ・地域に暮らす満足度を高めることができる。

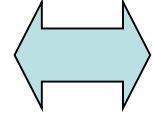


今の世代はもちろん、これからの世代にとっても、
地域の人顔が見える安心して暮らしやすい地域
になる。



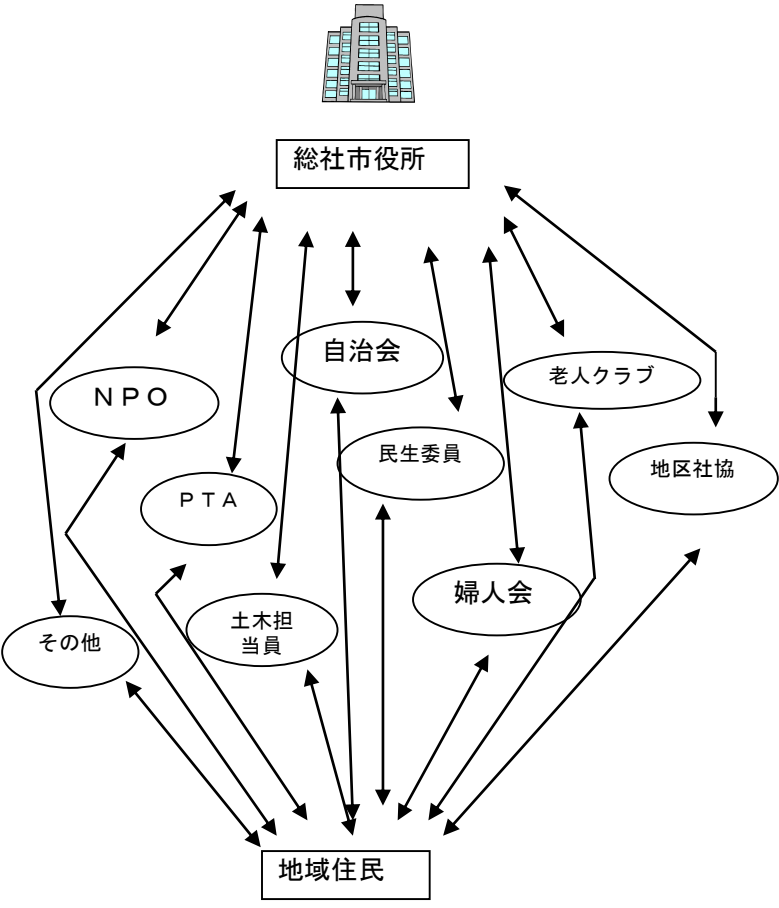
地域づくり協議会のイメージ

地域づくり自由枠交付金の交付



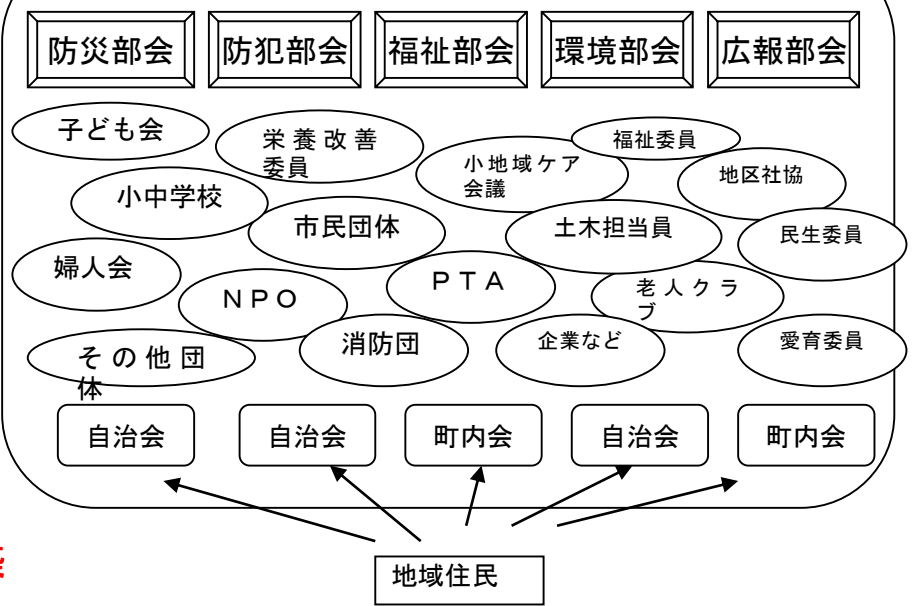
総社市役所

- ・地域協働，地域づくりの中心となる組織
- ・多様な主体による公共サービスの提供（実行）を総合的，包括的にマネジメント
- ・支援の受け皿となり，活動を総合調整
- ・自ら課題を発見し，解決方法を自ら企画



地域づくり協議会

他地区との情報交換など



既存の地域の各組織を活用しながら連携できる体制を構築

地域づくり自由枠交付金

目的

地域課題の解決に向けた地域住民の参加と協働によって、地域の特色を活かした魅力ある地域を形成，発展させていくための活動の財源として地域へ交付するものです。



地域課題解決のため地域が自ら用途を決定し活用することができることが基本

使 途

①防災分野

②防犯・交通分野

③地域福祉分野

④環境分野

⑤健康づくり分野

⑥地域再生分野

⑦その他分野

地域コミュニティの活性化や再生に資する事業であること
交付金を適正に管理・執行し透明性を確保すること

交付団体

小学校区単位を基本として形成された 地域づくり協議会

住民の地域課題への関心を高め、自発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用を図るとともに、全市的な視野に立ち、地区内外の団体と連携協力を図る体制を構築

統合補助金の種類

| 番号 | 科目名称 | 担当課 |
|----|---------------------|-------------|
| 1 | 自治組織活性化支援事業補助金 | 人権・まちづくり課 |
| 2 | 防犯灯設置費補助金 | 人権・まちづくり課 |
| 3 | コミュニティ連絡協議会補助金 | 人権・まちづくり課 |
| 4 | ごみ集積所維持・美化支援事業補助金 | 環境課 |
| 5 | 山手・清音関係まちづくり交付金 | 山手出張所・清音出張所 |
| 6 | 総社市ごみ減量化作戦連合協議会補助金 | 環境課 |
| 7 | 敬老会行事補助金 | 健康づくり課 |
| 8 | 報償費（道路・水路を守る会 農林課分） | 農林課 |
| 9 | 報償費（道路・水路を守る会 耕地分） | 地域応援課 |
| 10 | 報償費（道路・水路を守る会 土木分） | 地域応援課 |

＝ これまでの市の補助金の課題 ＝

- ・自治組織等の規模によらず上限が決まっている
⇒不公平感
- ・補助金のメニューが限られている
⇒地域の特性に合わせた利用ができない
- ・申請主義
⇒申請の有無による地域格差が生じる
- ・市の複数の課から補助金を交付
⇒申請手続きが個々に発生するため煩雑



配分方法

地区の人口や面積にかかわらず、地域課題の解決のためには一定の財源がどの地区でも必要となります。このため、交付金の配分は、基本的に地区の人口に応じた人口割とともに、一定の財源を各地区内へ配分する均等割を組み合わせ、人口割と均等割によって各地区の配分額の上限を決定し、各地区協議会へお知らせします。

(人口割の算定基準日は、毎年1月1日現在の人口により算定し、次年度の自由枠交付金に反映します)

$$\begin{aligned} \text{(計算式) 地域づくり交付金} &= \text{均等割額} + \text{人口割額} \\ \text{均等割額} &= \text{全体交付金額} \times 0.3 \div \text{小学校区の数} \\ \text{人口割額} &= \text{全体交付金額} \times 0.7 \div \text{市人口} \times \\ &\quad \text{地域づくり協議会地区人口} \end{aligned}$$

(※敬老会分については、80歳以上人口による算定)

(※道路水路を守る会 報償金については、個別に算定)

(※自主防災組織加算については、自主防災組織構成世帯数に400円を乗じた額を加算)

地域づくり協議会組織例

神在コミュニティ協議会 組織図

